

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年1月9日

大分地方法務局 登記官 富永美香

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積 (m ²)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3200 -2024 -0007	大分市大字下郡 字長迫 369番	山林	228	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がない (令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ)
3200 -2024 -0008	大分市大字下郡 字風月迫 443番	山林	228	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がない (令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ)
3200 -2024 -0009	大分市大字下郡 字神ヶ迫 587番	畠	102	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がない (令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ)
3200 -2024 -0011	大分市大字下郡 字内ヶ迫 1315番	墓地	82	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がない (令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ)